		くは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）	（略）	（略）
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	（略）	（略）
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）		（略）

		くは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）	（略）	（略）
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	（略）	（略）
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）		（略）

2　この決定による改正は、令和８年６月10日から効力を発生する。